

電子契約サービス(クラウドサイン)の導入

令和6年11月1日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
財務契約部

電子契約とは

- ・契約当事者が契約書のPDFデータに電子署名を入れて契約を成立させる、契約締結の手法です。
- ・紙の契約書の場合は、記名押印が契約成立の要件とされていますが、電子契約では、電子署名を入れることが契約成立の要件とされています。
- ・電子契約により契約締結を行うかは、事業者の希望によるものとしませんが、**令和7年度からは、原則として電子契約により契約締結を行うこととさせていただきます。**

電子契約の特徴

■コスト削減

郵送費、封筒購入費、印刷費、収入印紙不要

■効率化

印刷製本作業不要、郵送作業不要

対象案件

令和6年4月1日以降に入札公告や見積依頼等をする案件のうち、財務契約部長及び海外事業統括部長が締結する契約を対象とする。

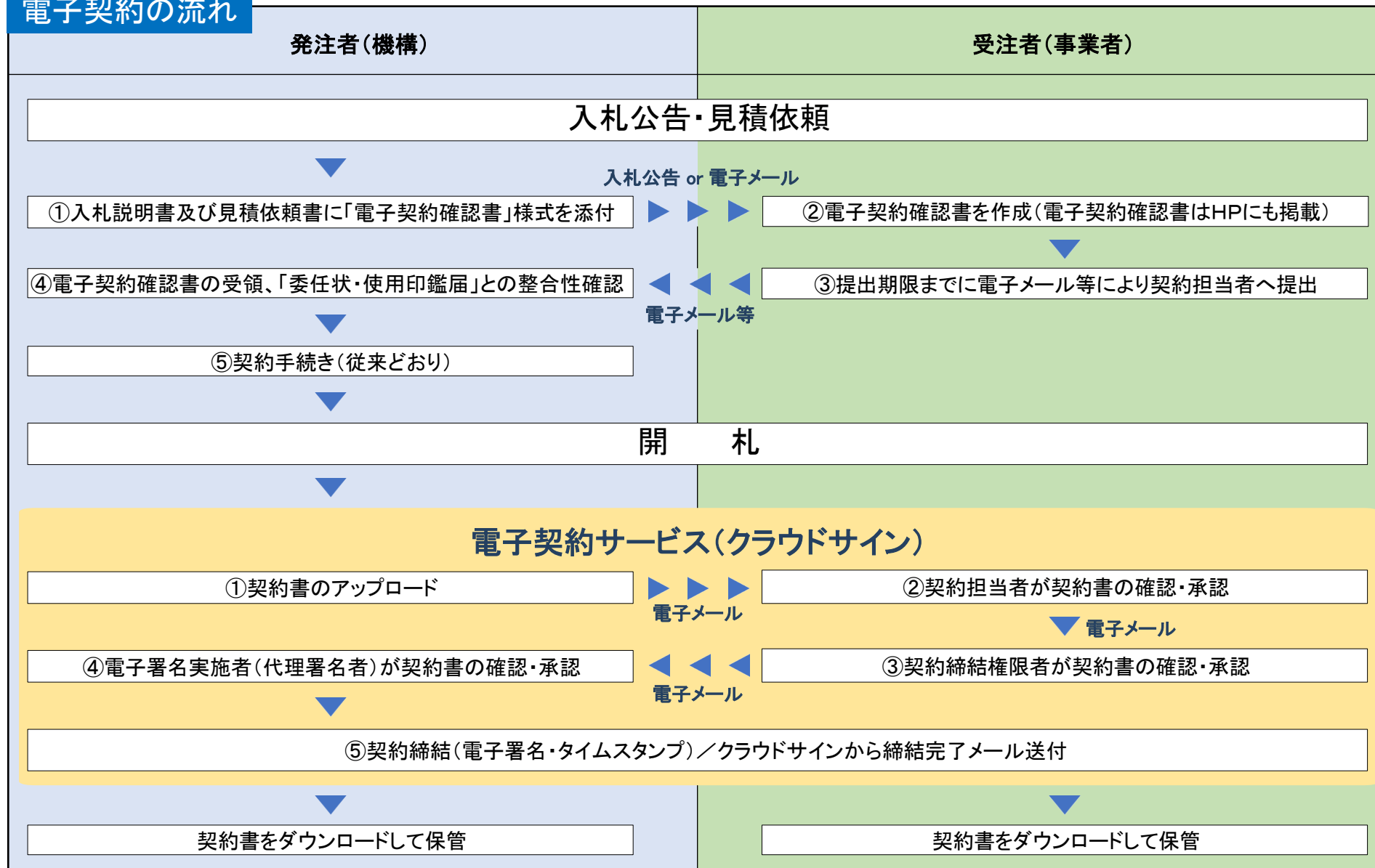
なお、原則、契約金額が500万円を超える場合は契約書、契約金額が200万円を超える場合には注文書を作成しているが、電子契約の場合は契約金額にかかわらず「契約書」を作成するものとする。

※当機構の組織改正等により対象案件を変更する場合は別途HPにて案内

サービス提供事業者

弁護士ドットコム株式会社

電子契約の流れ



電子契約確認書について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部長 殿

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名 (個人の場合は氏名)

押印不要

「 案件名
契約番号 」 電子契約確認書

電子契約サービスを利用して国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と電子契約を締結することを

希望する 希望しない
(電子契約の希望の有無にかかわらず、どちらか一方を「○」で囲んで下さい。)

※希望しない場合、以下は記載不要

「電子契約サービス利用基準」に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結の承認に利用するメールアドレスは次のとおりとする。

1 契約締結権限者

所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

2 契約担当者

所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

※本様式は、入札説明書や見積依頼書等にて指定した提出書類の期限までに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の契約担当者まで電子メール等により提出してください。
※契約締結権限者は、資格審査時に提出している「委任状・使用印鑑届」で届出ている代表者もしくは代理人を設定してください。
※原則として、契約金額が500万円を超える場合は契約書、契約金額が200万円を超える場合には注文書を、当機構にて作成するものとなりますが、電子契約の場合は契約金額にかかわらず契約書を作成します。
※フリーメールのアドレスは指定しないでください。
※「support@cloudsign.jp」の差出人名から、署名依頼のメールが届きます。
※本様式は例示であり、電子契約による契約締結の希望の有無及び応札予定企業が指定する電子メールアドレスが確認出来るものであれば、他の様式でも支障ありません。

「電子契約確認書」の提出について

- 電子契約は電子メールでのやり取りになるため、無権代理(民法113条)防止の観点から、契約相手方(契約締結権限者)のメールアドレスを確認する必要があります。
- 契約書の取り交わしを行う案件については、電子契約の希望の有無にかかわらず、本確認書を提出いただきます。
- 「契約締結権限者」の欄に記載されたメールアドレスが事業者の最終署名者となります。必ず『委任状・使用印鑑届』で届出ている代表者(権限委任している場合は代理人)を設定してください。
- 電子契約で利用するメールアドレスについては、フリーメールアドレス(Yahoo!メール、Gmail、Outlook.com、iCloudメール等)の利用は不可とします。

【提出方法】

- 入札説明書や見積依頼書等にて指定した提出書類の期限までに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の契約担当者まで電子メール等により提出してください。

【一般競争入札・指名競争入札】

「入札説明書(共通事項)」

「電子契約の場合は注文書を作成しない」という旨を追記

9. 契約書

(1) 原則として、契約金額が500万円を超える場合は契約書、契約金額が200万円を超える場合には注文書を、当機構にて作成するものとするが、電子契約の場合は契約金額にかかわらず契約書を作成するものとする。

「提出資料(入札書及び内訳書除く)」

提出資料(入札書及び内訳書除く)

提出期限	提出書類名	提出方法	部数
\$sakuYouken[0].teisyu.kigen_ymd\$[0].teisyu	・質問書(別紙3)	電子入札システム 電送・郵送・持参	\$akuYouken[0].bu
\$sakuYouken[1].teisyu.kigen_ymd\$[1].teisyu	・国(全省庁統一資格)又は当機構 の競争参加者資格認定通知書 (写)	\$sakuYouken[1].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[1].bu
\$sakuYouken[2].teisyu.kigen_ymd\$[2].teisyu	・参考見積書(内訳含む)	\$sakuYouken[2].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[2].bu
\$sakuYouken[3].teisyu.kigen_ymd\$[3].teisyu	・入札仕様書(※)	\$sakuYouken[3].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[3].bu
\$sakuYouken[4].teisyu.kigen_ymd\$[4].teisyu	・技術要件証明資料	\$sakuYouken[4].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[4].bu
\$sakuYouken[5].teisyu.kigen_ymd\$[5].teisyu	・委任状・使用印鑑届(写)	\$sakuYouken[5].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[5].bu
\$sakuYouken[5].teisyu.kigen_ymd\$[5].teisyu	・電子契約確認書(別紙4)	電送・郵送・持参	1部
\$sakuYouken[6].teisyu.kigen_ymd\$[6].teisyu	「電子契約確認書」が提出資料一覧に表示されます。		
\$sakuYouken[7].teisyu.kigen_ymd\$[7].teisyu	\$nyuusat_name_syorui2\$	\$sakuYouken[7].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[7].bu
\$sakuYouken[8].teisyu.kigen_ymd\$[8].teisyu	\$nyuusat_name_syorui3\$	\$sakuYouken[8].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[8].bu
\$sakuYouken[9].teisyu.kigen_ymd\$[9].teisyu	\$nyuusat_name_syorui4\$	\$sakuYouken[9].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[9].bu
\$sakuYouken[10].teisyu.kigen_ymd\$[10].teisyu	\$nyuusat_name_syorui5\$	\$sakuYouken[10].t eisyutu_houhou\$	\$akuYouken[10].bu

※審査不合格の場合には、\$sinsa_fugoukaku_ymd\$ \$sinsa_fugoukaku_hm.2\$までに通知する。

「別紙1～4 or 5」

「電子契約確認書」様式を追加

(別紙4)

令和 年 月 日

\$shoujin_mei\$
\$tyouhyou_keiyaku_tantousya_bumon\$ \$tyouhyou_keiyaku_tantousya_jigyosyo\$
\$shutyu_mei\$ 殿

住 所
法 人 名
代表者氏名(個人の場合は氏名)

「 \$kenmei\$ 」 電子契約確認書
(\$tyouhyou_kanri_bangou\$)

電子契約サービスを利用して国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と電子契約を締結することを
希望する 希望しない
(電子契約の希望の有無にかかわらず、どちらか一方を「○」で囲んで下さい。)

※希望しない場合、以下は記載不要

1 電子契約サービス利用基準に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と立会人型
電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結の承認に利用するメールアドレスは次の
とおりとする。

1 契約締結権限者

所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

2 契約担当者

所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

※本様式は、入札説明書や見積依頼書等にて指定した提出書類の期限までに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の契約担当者まで電子メール等により提出してください。
※契約締結権限者は、資格審査時に提出している「委任状・使用印鑑届」で届出ている代表者もしくは代理人を設定してください。
※原則として、契約金額が500万円を超える場合は契約書、契約金額が200万円を超える場合には注文書を、当機構にて作成するものとするが、電子契約の場合は契約金額にかかわらず契約書を作成します。
※フリーメールのアドレスは指定しないでください。
※「support@cloudsign.jp」の差出人名から、署名依頼のメールが届きます。
※本様式は例示であり、電子契約による契約締結の希望の有無及び応募予定企業が指定する電子メールアドレスが確認出来るものであれば、他の様式でも支障ありません。

一般競争入札の場合、紙契約書を取り交わさなければならない案件を除き、全ての契約種別において応募予定者から「電子契約確認書」を提出いただきます。

【随意契約】

「見積依頼書」

\$mitumori irai ymd\$

見 積 依 頼 書	
\$hikiaiSaki[0]jyusyo\$ \$hikiaiSaki[0]gyousya\$ 御中 \$shoujin_jyusyo\$ \$shoujin_mei\$ \$tyouhyou_keiyaku_tantousya_bumon\$ \$tyouhyou_keiyaku_tantousya_jigyosyo\$ \$butyo_mei\$ \$meiginin\$	
見積依頼番号	\$kanri_bangou\$
件 名	\$kenmei\$
数 量	\$kyotu_suuryou0\$ \$kyotu_tani_code0Value\$
下記事項をご承知のうえお見積もり下さい。	
見 積 期 限	\$mitumori_kigen_ymd\$
見 積 書 提 出 部 数	\$mitumori_busu_miturorisyo\$ 部
提 出 書 類	見積仕様書 見積内訳書 価格表または価格証明書 工程表 カタログ 委任状・使用印鑑届(写) 電子契約確認書 その他(\$mitumori_tei 部 部 部 部 部 部 部
仕 様	\$kyotu_siyou0\$
仕様書・図面	\$kyotu_siyousyo_umu0Value\$
据 付 調 整	\$kyoutuu_suetukechousei_umu0Value\$
管 理 区 域 作 業	\$kyotu_kannrikuiki_umu0Value\$
貸与・支給品	\$kyoutuu_sikyzairyou_umu0Value\$
作 業 期 間 (納 期)	\$tyouhyou_nouki\$ まで \$tyouhyou_lease\$
納入(作業)場 所	\$kyotu_nounyu_basyo0\$
契 約 条 項	\$kyotu_keiyaku_jyokou0Value\$
特 約 条 項	\$tyouhyou_tokuyaku\$ \$tyouhyou_tokuyaku2\$
支 払 条 件	\$kyotu_siharai_jyokenValue\$ \$kyotu_siharai_jyoken2\$
備 考	\$mitumori_bikou\$

【留意事項】
 ○見積書には見積依頼番号、件名、担当者名及び連絡先電話番号を表記し厳封のうえ提出のこと。
 ○見積書金額は、消費税額等を含まない価格とし、見積書に「消費税額等を含まない。」旨を明記のこと。
 ○見積りを辞退する場合は、提出期限までに辞退書を提出すること。なお、期日までに提出なき場合は辞退とみなす。
 ○受渡し場所までの運賃は貴社負担とする。
 ○グリーン購入法対象物品を納入しようとする場合は、見積書に対象物品であることを明記すること。

「電子契約確認書」が提出資料一覧に表示され、電子契約確認書が必要な案件の場合は「1部」と表示します。

○契約先は契約の履行にあたり、暴力団等の不当介入を受けた場合には、警察への通報義務を負うものとする。その義務を怠った場合は、原子力機構は指名停止等の措置を行う。(詳細は、原子力機構のホームページ(調達情報)を参照のこと。)

○見積仕様書等の審査について
 見積仕様書等については、技術審査を行い、内容にコメントがあった場合又は不合格の場合は書面により通知します。

○契約書について
 原則として、契約金額が500万円を超える場合は契約書、契約金額が200万円を超える場合には注文書を、当機構にて作成するものとしますが、電子契約の場合は契約金額にかかわらず契約書を作成します。

入札説明書(共通事項)と同様に、「電子契約の場合は注文書を作成しない」という旨を追記します。

6/11

【参入公募型競争入札】

契約書を取り交わすことが事前に判明している場合には、メッセージ欄に電子契約確認書に関する案内を記載します。

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
参入公募型競争入札システム

契約情報

契約管理番号	
契約名	の購入
分野	オフィス什器類の購入
納期	2024年03月29日
入札開始日時	
入札終了日時	
開札日時	2024年03月18日 10時01分
開札通知予定日	2024年03月18日
メッセージ	<応札者の皆さまへのメッセージです。> ①質問がある場合は、3月8日(金)12:00までにアップロードをお願いします。 ※仕様書で相当品可と記載されている案件について、相当品での応札を希望する場合は質問事項として相当品の仕様を記載の上、アップロードをお願いします。 ②相当品での応札が認められた場合を除き、内訳書の型番や納期は仕様書とおりとしてください。それ以外は入札無効となります。 ③問合せ先: TEL : Mail: ④契約条項: 売買契約条項 掲載HPリンク: http://www.jaea.go.jp/for_company/supply/competition/
添付資料	(仕様書) 仕様書.pdf

ファイルアップロード

入札

一覧に戻る

【電子契約用として追記するメッセージ(左図案件の例)】

⑤本案件は契約書を取り交わしますので、HP掲載の「電子契約確認書」を電子メール等により開札日時までに③問合せ先へ提出ください。

掲載HPリンク: https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/e-contract/

【参入公募型競争入札】

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
参入公募型競争入札システム

契約情報

契約管理番号	
契約名	の購入
分野	オフィス什器類の購入
納期	2024年03月29日
入札開始日時	
入札終了日時	
開札日時	2024年03月18日 10時01分
開札通知予定日	2024年03月18日
メッセージ	<応札者の皆さまへのメッセージです。> ①質問がある場合は、3月8日(金)12:00までにアップロードをお願いします。 ※仕様書で相当品可と記載されている案件について、相当品での応札を希望する場合は質問事項として相当品の仕様を記載の上、アップロードをお願いします。 ②相当品での応札が認められた場合を除き、内訳書の型番や納期は仕様書どおりとしてください。それ以外は入札無効となります。 ③問合せ先: TEL : Mail: ④契約条項: 売買契約条項 掲載HPリンク: http://www.jaea.go.jp/for_company/supply/competition/
添付資料	(仕様書) 仕様書.pdf

ファイルアップロード

入札

一覧に戻る

アップロードファイル

その他

ファイルを選択

選択されていません

追加

実行

中止

「電子契約確認書」は電送・郵送・持参の方法によりご提出いただきますが、参入公募型競争入札システムのファイルアップロード機能よりご提出いただいても問題ございません。

「電子契約確認書」を参入公募型競争入札システムへのアップロードにてご提出される場合は左図をご参照ください。

紙契約書

契約番号 0501C00212

契 約 書

収 入
印 紙

件 名 テストデータ
数 量 1 式
契 約 金 額 990,000 円 (内消費税 90,000 円)

契 約 納 期 令和5年8月31日

納入(実施)場所 テストデータ

支 払 条 件 検収後一括払い

契 約 条 項 役務契約条項

特 約 条 項 無

仕 様 書 別添仕様書のとおり

年 月 日

(甲)
茨城県那珂郡東海村
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長 機構 部長

(乙)
茨城県那珂郡東海村00202
会社0000018300
取締役社長 東海 太郎00202

社印

代表者印

電子契約書

契約番号 0501C00212

契 約 書

収 入
印 紙
電子契約の場合
印紙不要

件 名 テストデータ
数 量 1 式
契 約 金 額 990,000 円 (内消費税 90,000 円)

契 約 納 期 令和5年8月31日

納入(実施)場所 テストデータ

支 払 条 件 検収後一括払い

契 約 条 項 役務契約条項

特 約 条 項 無

仕 様 書 別添仕様書のとおり

特 記 事 項 契約日は承認日に関わらず令和●年●月●日付とする。

年 月 日

(甲)
茨城県那珂郡東海村
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長 機構 部長

(乙)
茨城県那珂郡東海村00202
会社0000018300
取締役社長 東海 太郎00202

社印

代表者印

紙契約書

契約番号

変 更 契 約 書

収 入
印 紙

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、次の契約(以下「原契約」という。)について、下記のとおり変更契約
を締結する。

件 名 業
務請負契約

契 約 番 号

当 初 契 約 日 令和5年4月1日

記

1. 業務の実施場所に旧本部事務所を追加する。

2. その他の契約条件は原契約のとおりとする。

上記の合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

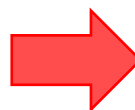
令和5年10月20日

(甲)
茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

契約部長 松本 尚也

(乙)

社印 代表者印



電子契約書

契約番号

変 更 契 約 書

収 入
印 紙

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、次の契約(以下「原契約」という。)について、下記のとおり変更契約
を締結する。

件 名 業
務請負契約

契 約 番 号

当 初 契 約 日 令和5年4月1日

特 記 事 項 変更契約日は承認日に関わらず令和5年10月20日付けとする。

記

1. 業務の実施場所に旧本部事務所を追加する。

2. その他の契約条件は原契約のとおりとする。

令和5年10月20日

(甲)
茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

契約部長 松本 尚也

(乙)

社印 代表者印

紙契約書

契約番号

覚 書

収 入
印 紙

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、次の契約(以下「原契約」という。)について、下記のとおり覚書を締結する。

件 名 業
務請負契約

契 約 番 号

当 初 契 約 日 令和5年4月1日

記

1. 業務の実施場所に旧本部事務所を追加する。

2. その他の契約条件は原契約のとおりとする。

上記の合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月20日

(甲)
茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

契約部長 松本 尚也

(乙)

社印

代表者印

電子契約書

契約番号

覚 書

収 入
印 紙

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、次の契約(以下「原契約」という。)について、下記のとおり覚書を締結する。

件 名 業
務請負契約

契 約 番 号

当 初 契 約 日 令和5年4月1日

特 記 事 項 変更契約日は承認日に関わらず令和5年10月20日付けとする。

記

1. 業務の実施場所に旧本部事務所を追加する。

2. その他の契約条件は原契約のとおりとする。

令和5年10月20日

(甲)
茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

契約部長 松本 尚也

(乙)

社印

代表者印

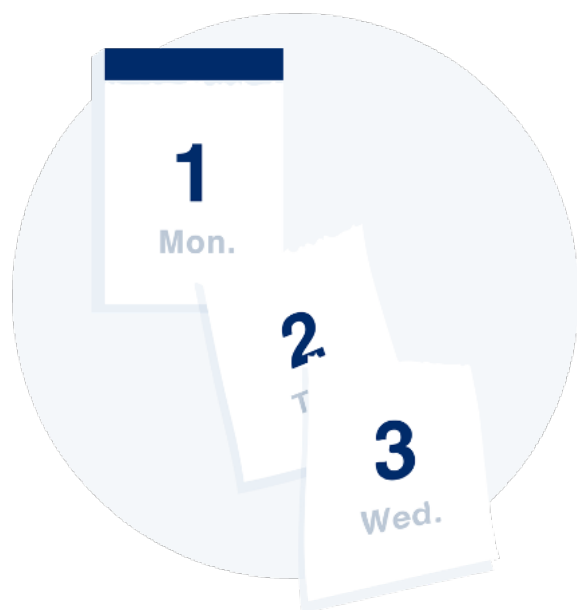


電子契約サービス「クラウドサイン」
日本原子力研究開発機構 取引先様向け説明会



1. クラウドサインとは
2. クラウドサインでの同意操作
3. お困り時のサポート体制
4. 質疑応答

1.クラウドサインとは



業務スピードの低下

郵送にかかる時間は数時間～数日
相手が出張の場合は未確認状態が続きます。
捺印依頼のため本社への郵送や
法務部での契約書スキャンの手間も



取引先満足度の低下

「今すぐに契約したいが始められない」
「貴社からの書類が大量で業務を圧迫」
知らないうちに取引先から、
こう思われています



膨れる間接コスト

郵送したり、倉庫に保管したり
文書管理システムを導入するなど
間接コストが膨らんでいきます
(電子契約は印紙税も不要)

電子契約とは、暗号技術を応用した
「電子署名」と「タイムスタンプ」を電子ファイルに施すことで
安全に当事者の合意の証を残し、締結する契約を指します。



従来の紙と印鑑での契約締結



クラウドサインでの契約締結



専門家を、もっと身近に。

弁護士ドットコム

会社名	弁護士ドットコム株式会社 (英文表記：bengo4.com,Inc.)
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階
設立	2005年7月4日
資本金	454百万円（2023年3月現在）
上場市場	東京証券取引所グロース市場〔証券コード：6027〕2014年12月11日上場

弁護士ドットコムとは

日本最大級の法律相談ポータルサイトです。
弁護士への無料相談、地域や分野などから弁護士や法律事務所の検索サービスを始め、
法律トラブルの解決をサポートするコンテンツを多数ご用意しています。



シェアNo.1の電子契約サービス 「クラウドサイン」



導入社数 **250万社超**

国内でNo.1の利用実績/認知度があり
貴社のみならずお取引先様も安心安全
にご利用頂けるサービスです

TOYOTA

Nestlé. Good food, Good life

NOMURA

東京海上日動

RECRUIT

mercari

累計送信件数 **1000万件超**



※1：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2022年版」（電子契約ツール、2021年度実績）

※2：株式会社マクロミル（委託調査）、電子契約サービスを利用している20～59歳の男女1,035名を対象にインターネット調査を実施（調査期間：2022年12月20日～12月21日）

※3：電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるアンケート調査（2022年6月時点）

※4：国内主要電子契約サービス提供5社がHP等で公表する導入自治体数を自社で比較。2023年1月31日時点調べ。

クラウドサイン導入企業(一部抜粋)



理由 1

業界No.1の圧倒的な実績

国内で圧倒的に利用されているシェアNo.1の電子契約サービスです。
大手企業での利用や官公庁への導入による電子契約のネットワーク効果が
受信側の受入率・自社電子化浸透率に大きく寄与しています。

理由 2

弁護士ドットコム運営の法的な安心感

市場を牽引する電子契約サービスとして、総務省・法務省のウェブサイトにおいても
電子署名法2条1項への該当性が確認された電子契約サービスの第1号案件として掲示されており、
弁護士ドットコムが運営することの安心感が評価されています。

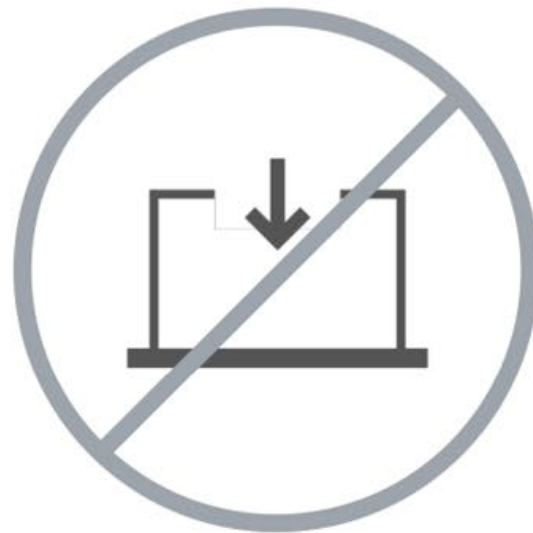
理由 3

社内推進・取引先推進のしやすさ

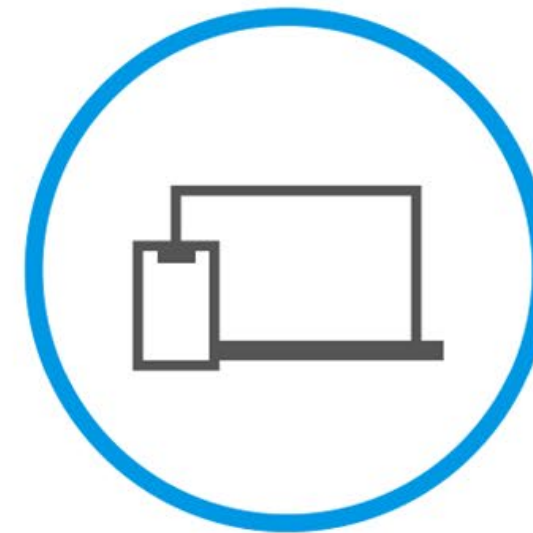
シンプルでわかりやすいUIや導入時のコンサルティングサービスによる支援等、
推進担当者が社内へスムーズに展開できるサービスとしてご好評いただいています。

2.クラウドサインでの同意操作

特別な準備は一切必要ありません
メールアドレスで認証し、**今すぐご利用いただけます。**



設定やインストール等は不要



お手持ちのPC
スマートフォンだけでOK

契約締結は3ステップで完了

届いたメールからPDFの書類を開封し、ボタンひとつで契約を結ぶことができます。
受信者はクラウドサインに登録する必要はありません。

STEP
01



メールで受信

STEP
02



契約書確認・合意

STEP
03



締結後書類を印刷・PDFで保管

同意方法 一連の操作ステップ

STEP
01

- ① クラウドサインから届いた「確認依頼」メールに記載されたリンクをクリックする

STEP
02

- ② 「利用規約に同意して書類を開く」をクリックする
- ③ 契約書の内容を確認する
- ④ 「書類の内容に同意」ボタンをクリックし、合意締結を完了する

STEP
03

- ⑤ 同意したPDFファイルに電子署名が施され、送信者・受信者双方に添付ファイルとしてメールで送られてくる

PC編

STEP1 メールで受信

① クラウドサインから届いた「確認依頼」メールに記載されたリンクをクリックする



メールに記載されたリンク（上図赤枠内）をクリックすることで、書類確認の画面を開くことができます。

■タイトル例：サイン次郎様（株式会社クラウドサイン）から「秘密保持契約書」の確認依頼が届いています。

【注意】

メールの受信箱に届かない場合、お使いの環境によっては迷惑メールフォルダに保管されている場合がございますので、ご確認ください。

※古いバージョンのウェブブラウザを利用されている場合には、クラウドサイン上で書類の内容を閲覧できない場合がございます。その場合、受信メール記載の「簡易表示版」のリンクをクリックしてください。簡易表示版の場合、PDFをダウンロードして確認することになりますが、同意して確認の意思表示を行うことができます。なお簡易表示版では、送信者が書類に押印機能、フリーテキスト機能を利用している場合には「同意する」できません。その場合は、その旨を送信者にご連絡いただき、同機能を使わずに再送していただく必要がございます。

STEP2 契約書確認・合意

② 受け取ったPDFファイルを開く



利用規約を確認した上で「利用規約に同意して確認」ボタンを押します。

※送信者がファイルを開くために必要な「アクセスコード」が設定されている場合がございます。

この場合、送信者から別途SMS、ビジネスチャット、電話などで通知されたアクセスコードを入力してください。

アクセスコードが不明な場合は、書類の送信者にお問い合わせください。

STEP2 契約書確認・合意

③ PDFファイルの内容を確認し、問題なければ画面下部の「書類の内容に同意」ボタンを押す

CLOUDSIGN

書類内容の確認

この書類を転送する

同意せず却下する

この書類の関係者

クラウド太郎

手塚 太郎

あなたの入力項目

入力項目は設定されていません。

書類の内容を確認の上、問題なければページ下部の「書類の内容に同意」ボタンを押してください。

秘密保持契約書_demo.pdf

ダウンロード

1/3

<

>

秘密保持契約書

各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲	住所	:	
	会社名 / 氏名	:	
乙	住所	:	

一条件でさらに以下に定める期間を延長し、以後も同様とする。

解約申出日	:	
延長期間	:	
管轄裁判所		裁判所
特記事項		

1/3

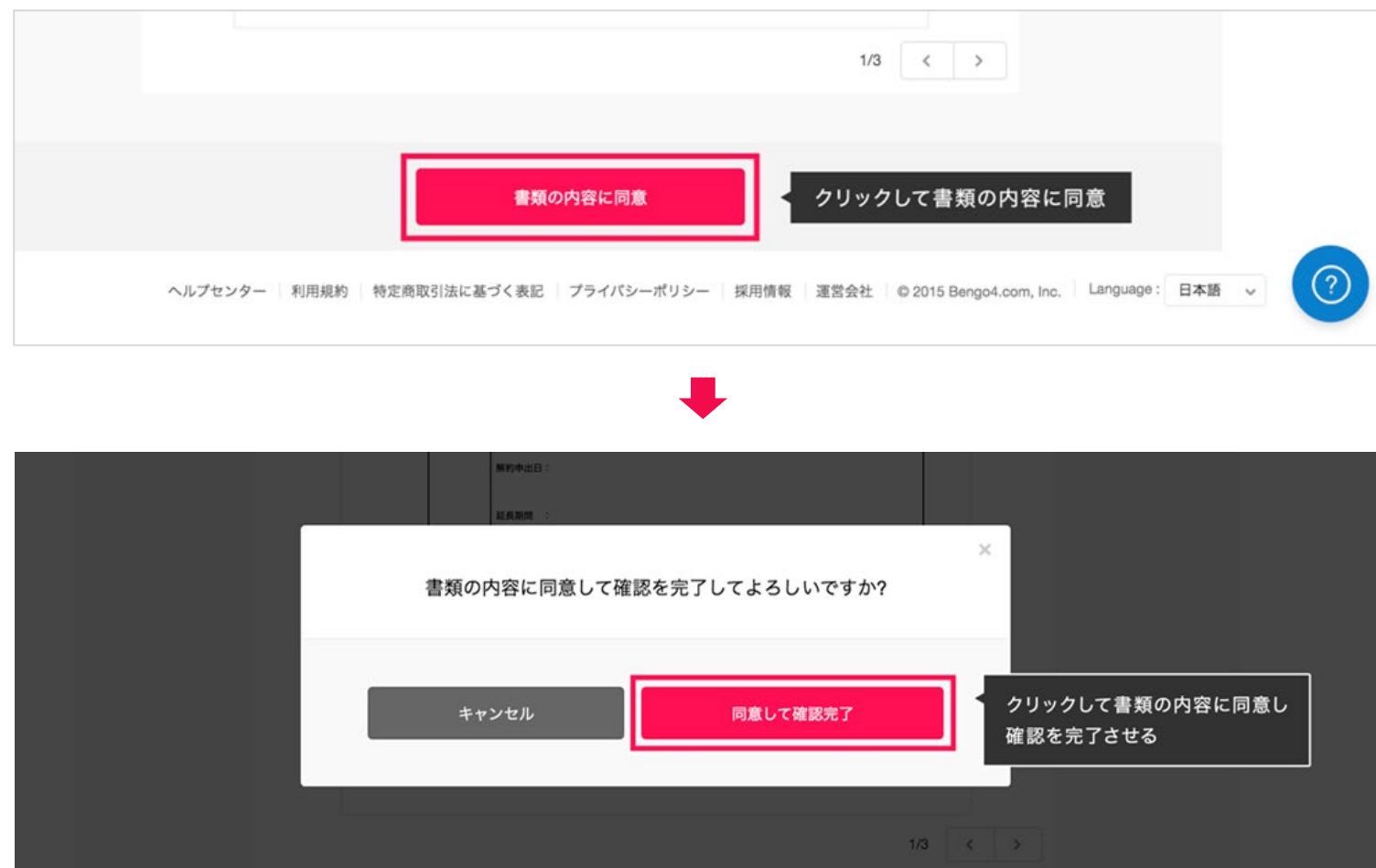
<

>

書類の内容に同意

STEP2 契約書確認・合意

④ 同意ボタンをクリックし、合意締結を完了する



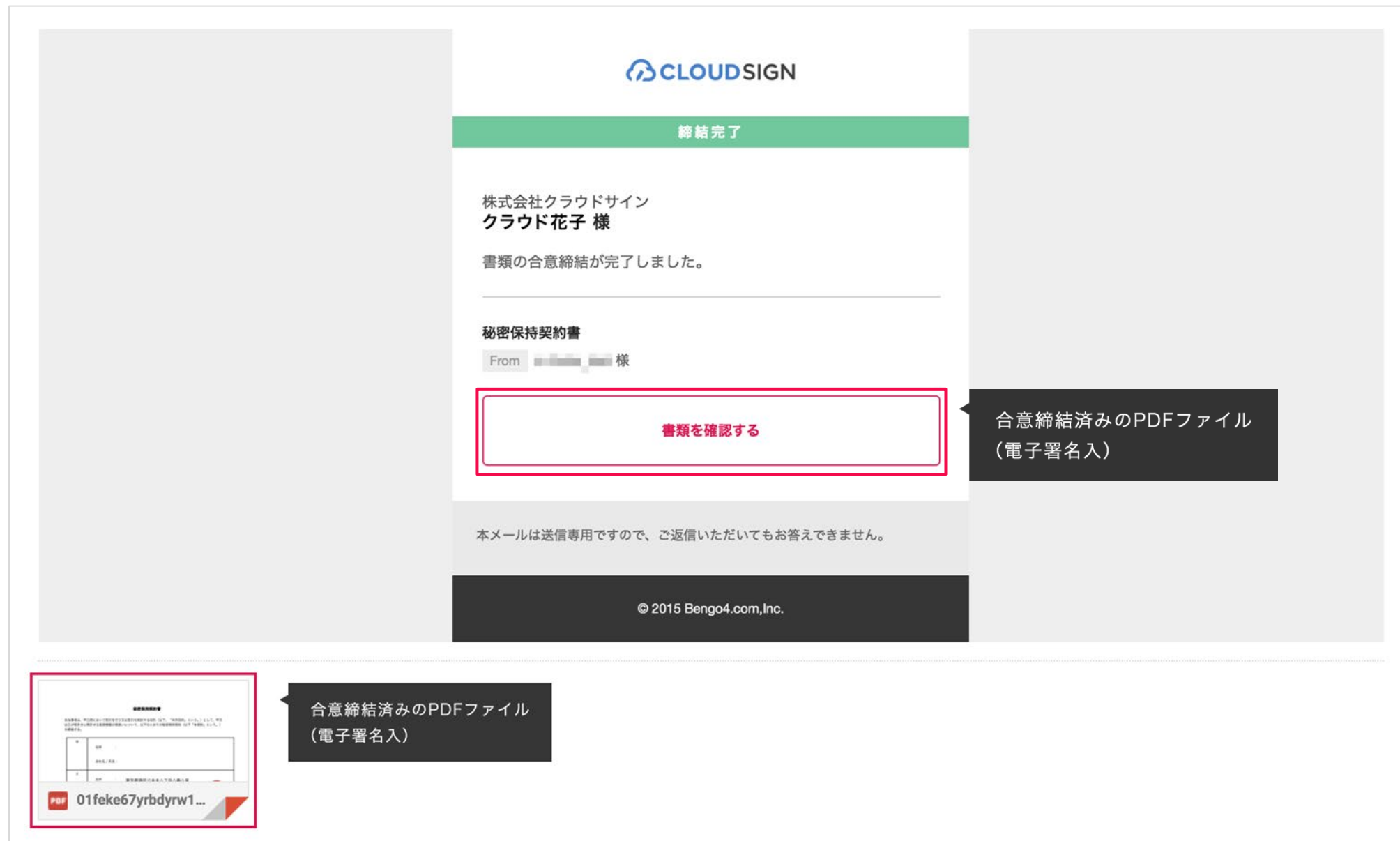
「書類の内容に同意」ボタンをクリックします。

さらにポップアップにて確認画面が出ますので「同意して確認完了」ボタンをクリックします。

この時点で合意締結が完了し、書類に改竄不可能な電子署名の処理が施されます。

STEP3 締結後書類を印刷・PDFで保管

⑤ 同意したPDFファイルに電子署名が施され、送信者・受信者双方にメールで送られてくる



クラウドサインに登録しなくても、上図メールに添付されたPDFを保存することができます。
クラウドサインに登録した場合には、書類の保管機能、検索機能など、より便利な機能を利用することができます。

スマートフォン編

STEP1 メールで受信

① クラウドサインから届いた「確認依頼」メールに記載されたリンクをクリックする



メールに記載されたリンク（上図赤枠内）をクリックすることで、書類確認の画面を開くことができます。

■タイトル例：サイン次郎様（株式会社クラウドサイン）から「秘密保持契約書」の確認依頼が届いています。

【注意】

メールの受信箱に届かない場合、お使いの環境によっては迷惑メールフォルダに保管されている場合がございますので、ご確認ください。

※古いバージョンのウェブブラウザを利用されている場合には、クラウドサイン上で書類の内容を閲覧できない場合がございます。その場合、受信メール記載の「簡易表示版」のリンクをクリックしてください。簡易表示版の場合、PDFをダウンロードして確認することになりますが、同意して確認の意思表示を行うことができます。なお簡易表示版では、送信者が書類に押印機能、フリーテキスト機能を利用している場合には「同意する」できません。その場合は、その旨を送信者にご連絡いただき、同機能を使わずに再送していただく必要がございます。

STEP2 契約書確認・合意

② 受け取ったPDFファイルを開く

CloudSIGN

様から書類の確認依頼が届きました。

[利用規約](#)に同意の上、確認して下さい。

利用規約に同意して確認

クラウドサインの使い方

- STEP1 書類の内容を確認してください。
- STEP2 ページ下部のナビゲーションに従って入力・確認を進めてください。
- STEP3 問題なければ書類に同意してください。全員の同意が完了すると、関係者にメールが送信されます。

クリックして次へ進む

利用規約を確認した上で「利用規約に同意して確認」ボタンを押します。

※送信者がファイルを開くために必要な「アクセスコード」が設定されている場合がございます。
この場合、送信者から別途通知されたアクセスコードを入力してください。

STEP2 契約書確認・合意

③ PDFファイルの内容を確認し、必要な項目を選択する

秘密保持契約書 (クラウドサイン公式テンプレート) .pdf

秘密保持契約書

各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲	住所 ： 東京都XX区YY 1-1-1 会社名 / 氏名 ： クラウド 太郎
乙	住所 ： 東京都XX区ZZ 2-2-2 会社名 / 氏名 ： 鈴木 花子 ※法人の場合、会社名に加え、代表取締役等の肩書、氏名を記入して下さい。
契約締結日	
契約期間	
契約更新	本契約の期間満了前の以下に定める日までいずれの当事者からも解約の申し出がない場合には、同一条件でさらに以下に定める期間を延長し、以後も同様とする。 解約申出日 延長期間
管轄裁判所	裁判所
特記事項	

+

入力内容を確認してください。問題がなければ「確認を完了する」を押してください。

クリックして次へ進む

確認を完了する

→

秘密保持契約書 (クラウドサイン公式テンプレート) .pdf

秘密保持契約書

各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲	住所 ： 東京都XX区YY 1-1-1 会社名 / 氏名 ： クラウド 太郎
乙	住所 ： 東京都XX区ZZ 2-2-2 会社名 / 氏名 ： 鈴木 花子 ※法人の場合、会社名に加え、代表取締役等の肩書、氏名を記入して下さい。
契約締結日	
契約期間	
契約更新	本契約の期間満了前の以下に定める日までいずれの当事者からも解約の申し出がない場合には、同一条件でさらに以下に定める期間を延長し、以後も同様とする。 解約申出日 延長期間
管轄裁判所	裁判所
特記事項	

書類の内容に同意して確認を完了してもよろしいですか？

クリックして次へ進む

同意して確認を完了する

☰

確認を完了する

書類が開きますので、内容を確認します。

「確認を完了する」ボタンをクリックします。
さらにポップアップにて確認画面が出ますので「同意して確認を完了する」ボタンをクリックします。
この時点で合意締結が完了し、書類に改竄不可能な電子署名の処理が施されます。

23

STEP3 締結後書類を印刷・PDFで保管

④ 同意したPDFファイルに電子署名が施され、送信者・受信者双方に添付ファイルとしてメールで送られてくる



クラウドサインに登録しなくても、上図メールに添付されたPDFを保存することができます。
クラウドサインに登録した場合には、書類の保管機能、検索機能など、より便利な機能を利用することができます。

Q. 紙でなく電子で本当に問題ないの？

A. 契約の方式は自由であり、電子文書による契約も適法です。

原則：契約方式の自由

契約締結の方式は、原則として自由とされています。

書面でなくとも、口頭、eメールのような方式のほか、電子文書によりクラウド上で契約を締結することも可能であり、クラウドサインによる契約締結も当然適法なものです。

なお、この契約方式の原則は、2017年に成立した改正民法にも明記されています。

Q. クラウドサインにおける証拠力担保の方法は？

A. クラウドサインはお客様・取引先様に代わり弁護士ドットコム株式会社名義で電子署名を施す、新しい方式を採用しています。

弊社が代わって電子署名を施すため、お客様・取引先様は電子証明書の取得が不要です。

加えて認定タイムスタンプを付与しているため、「誰が」「何を」「いつ」を長期的に証明することが可能です。

Q.本人性をどのように確認するのか？

A.クラウドサインは契約相手の本人性の証明を容易にするために、メールアドレス認証（※1）を基本としております。

これに加えてパスワード認証（※2）もご利用いただけます。

※1 メールの到着確認による本人認証方法

※2 書類の送信者が任意のパスワードを設定し、受信者が契約内容を確認する前にパスワードの入力を求める本人認証方法

Q. 電子データの捏造や改竄への対策は？

A. クラウドサインで締結されたすべての書類には、クラウドサインのみが発行可能な電子署名が付与されますので、それにより真正な書類を判別することが出来ます。

Q. なぜクラウドサインは印紙税が不要なのか？

A. 印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には、印紙税発生いたしません。（印紙税法2条）国税庁のウェブサイトでも「電磁的記録」により契約締結した場合には印紙税が発生しない旨が明確化されています。

※国税庁「請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について」
https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm

Q. 決裁権限者が送受信しない対応は？

A. 決裁権限者が送受信を行わない場合、代替案として以下の方法をご検討ください。なおこの場合、社内規定において、電子署名による契約を署名代理により行う旨を規定しておくことを推奨いたします。

①別途社内で決裁権限者の承認を得た上、署名代理し、使用者として送受信を行う

②決裁権限がある者を送受信宛先に含める

決裁権限がある者に締結した書類を転送/共有する機能も提供しています。

Q. 無権代理リスクの対応は？

A. 決裁権限者自身がクラウドサインの送受信を行うことを推奨しています。文書に押印があってもその押印が権限のない者による押印だった場合にはその文書の真正な成立が認められないのと同様、決裁権限者以外の者が、権限者からの委任/承認なく会社を代理してクラウド上で契約締結した場合、無権代理を主張され、契約が無効となるリスクが生じます。

このリスクを最小化するために、押印における原則と同様、契約締結名義者および権限者自身により、送受信の作業を行っていただくことを推奨いたします。

3.お困り時のサポート体制



ヘルプセンター

よくあるご質問と回答がまとまったヘルプページです。



各種セミナー、動画

具体的な利用・活用方法などを学んでいただくためのセミナー、動画です。



チャットサポート

お客様からのご不明点をチャットサポートで対応しています。

Columbus

お客様サポートはこちら

チャットサポートおよびヘルプセンターへのアクセスは、クラウドサインの公式HP右下の  からアクセスできます。

